

第 18 号議案

群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出します。

令和 5 年 7 月 21 日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の概要

総務課

1 改正の概要

群馬県教育委員会傍聴規則について、不当な差別的取扱いに抵触する可能性のある規定があったため、該当部分を改めるもの。また、その他必要な文言修正を行う。

2 改正内容

- (1) 「杖」を所持している者の傍聴を禁止する規定が不当な差別的取扱いに抵触する可能性があるため、条文中の「杖、プラカードその他」を削除する。(第5条第1項)
- (2) 併せて、条文中の「携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は」を削除し、「スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の」を追加する。(第6条第5項)
- (3) 傍聴券について、第6条第5項と同様の記載があるため、該当部分について改める。(別記様式第2号)

3 施行日

公布の日とする。

群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月一日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会傍聴規則（平成十二年群馬県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「杖、プラカードその他」を削る。

第六条第五号中「携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は」を「スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の」に改める。

別記様式第二号（裏）中「~~携帯電話、スマートフォン等の通信機器類は~~」を「~~スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県教育委員会傍聴規則（平成十二年教育委員会規則第十八号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第一条～第四条（省略）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>一 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>二 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者</p> <p>三 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>四 その他会議を妨害することが予想される顕著な事情が認められる者</p> <p>第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。</p> <p>二 私語、談話、拍手等をしないこと。</p> <p>三 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>四 みだりに席を離れないこと。</p> <p>五 スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の電源を切ること。</p> <p>六 その他会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>第七条～第十一条（省略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和五年 月 日から施行する。</p>	<p>第一条～第四条（省略）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>一 杖、フラカードその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>二 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者</p> <p>三 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>四 その他会議を妨害することが予想される顕著な事情が認められる者</p> <p>第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛にし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。</p> <p>二 私語、談話、拍手等をしないこと。</p> <p>三 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>四 みだりに席を離れないこと。</p> <p>五 携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は電源を切ること。</p> <p>六 その他会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>第七条～第十一条（省略）</p>

別記様式第2号（第2条関係）

（表）

年 月 日
No. _____
傍 聴 券
群馬県教育委員会

（裏）

<p>《傍聴される方へ》</p> <ol style="list-style-type: none">1 この券は、記載された日に限り有効です。2 傍聴席に入場するときは、指定の入口から入場してください。3 係員からこの券の提示を求められたときは、提示してください。4 傍聴席では、静粛にし、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none">(1) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。(3) 飲食又は喫煙をしないこと。(4) みだりに席を離れないこと。(5) スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の電源を切ること。(6) その他会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。5 傍聴席において写真撮影又は録音等は禁止されています。6 教育長が退場を命じたときは、速やかに退場してください。7 群馬県教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。
